平成２６年（フ）第１２８１号
福岡県朝倉郡筑前町下高場1962番地１アビタシオン夜須406号
破産者　松本　弘克
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４２９号
福岡市南区井尻４丁目41番７―101号
破産者　岡村　　寛
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１００２号
福岡市南区向野１丁目19番27―202号
破産者　高木　政利
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２６７４号
大阪府豊中市北緑丘３丁目１番29―501号
破産者　杉森　博哲
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２９２号
福岡県朝倉市古毛2424番地
破産者　手嶋　章友
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４号
兵庫県加古郡播磨町西野添４丁目11番６号タウニーＳＡ103号
破産者　椎葉　房人
1　決定年月日　平成27年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第９６号
山口県防府市大字浜方26番地の４　メロディハイム横入川Ｄ棟202、前住所山口県山陽小野田市高栄１丁目１番１―803号
破産者　山中　隆貴
1　決定年月日　平成27年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２６号
横浜市旭区本宿町122番地17　横濱二俣川パーク・ホームズヒルサイドコート301号、開始決定時の住所横浜市瀬谷区北新38番地の12
破産者　松永　篤敏
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１１号
横浜市金沢区並木２丁目３番２―301号
破産者　高橋　一夫
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８３７号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸北４丁目10番21―10号
破産者　海老原光子（旧姓北村）
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３８３号
新潟県燕市吉田東栄町５番７号
破産者　井上　康彦
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３９８号
静岡市駿河区国吉田４丁目27番23号　マトバハイツＡ103号、開始決定時の住所静岡市葵区伝馬町22番地の４
破産者　宮島　章晴
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３９９号
静岡市駿河区国吉田４丁目27番23号　マトバハイツＡ103号、開始決定時の住所静岡市葵区伝馬町22番地の４
破産者　宮島智英子
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４００号
静岡市葵区羽鳥４丁目23番１号
破産者　宮島　康晴
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２６号
静岡県賀茂郡西伊豆町仁科483番地の２
破産者　山本　年一
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２６年（フ）第４９号
愛知県一宮市浅井町河端字郷19番地１　グレイスフジ202号、開始決定時の住所愛知県一宮市猿海道３丁目１番18号　パークサイド多加木303号
破産者　阪本　千晶
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部